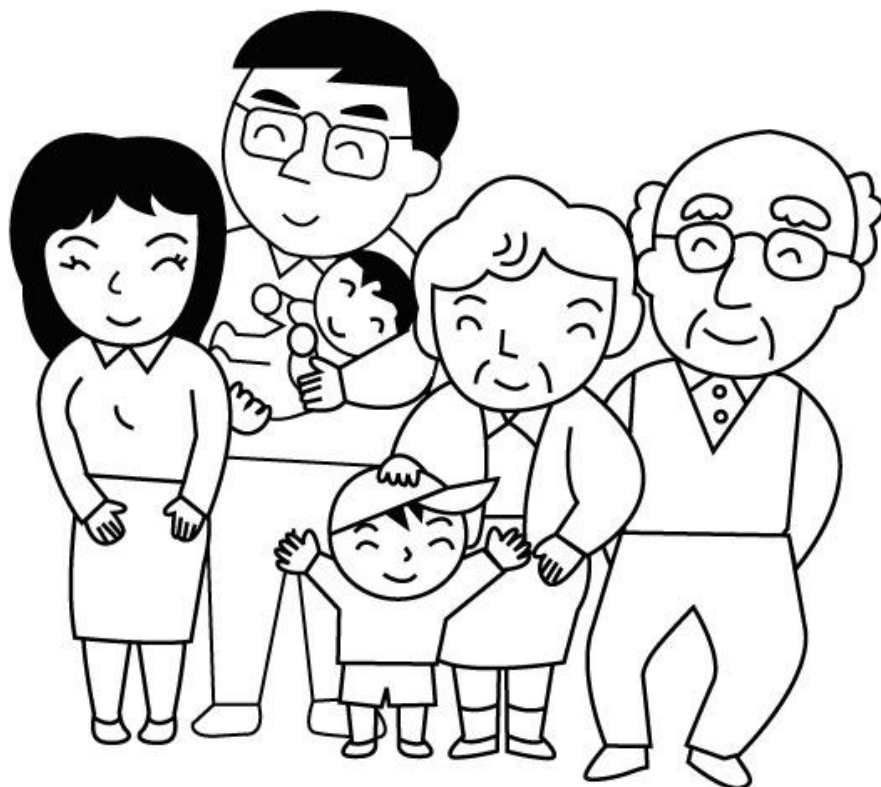


障害福祉サービス等のしおり

～申請からサービスの利用まで～



このしおりは、障害者総合支援法のうち、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスと移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業の一部について抜粋してお知らせしています。

変更事項がないかなど詳しい内容については、下記の担当窓口までお問い合わせください。

たつの市役所	地域福祉課	TEL：0791-64-3204
新宮総合支所	地域振興課	TEL：0791-75-0253
揖保川総合支所	地域振興課	TEL：0791-72-2523
御津総合支所	地域振興課	TEL：079-322-1451

たつの市

障害福祉サービスとは・・・

次のようなサービスを指します。(※) 対象者は、障害支援区分を表しています。

訪問系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容		対象者(※)
居宅介護	介護給付	身体介護	自宅で入浴、排泄、食事などの介護を行います。	区分1 ～ 区分6
		家事援助	食事の支度、居室の清掃などの援助を行います。	
		通院等 介助	病院や官公署に行く際の介助を行います。	
		通院等 乗降介助	病院や官公署に行く際にヘルパーが運転する車への乗降介助を行います。	
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的な介護を行います。		区分4以上 二肢体以上が麻痺 歩行・移乗・排尿・排便が「できる」以外の方
同行援護	介護給付	外出時における移動の援護、その他必要な援助を行います。		視覚障害者
行動援護	介護給付	知的障害又は精神障害により行動において常に介助の必要な人に外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。		区分3以上 行動面などの調査項目で10点以上の方
重度障害者等包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとて高い人に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。		区分6 四肢全てが麻痺 行動関連項目等の合計が10点以上の方

日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容	対象者(※)
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、食事、排せつの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。	区分3 (50歳以上は区分2) ～ 区分6

療養介護	介護給付	病院などの施設で主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護又は日常生活上の援助を行います。		ALS患者等で区分6 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で区分5以上
短期入所	介護給付	自宅での介護を行う人が病気などにより介護できない場合に施設で宿泊して入浴、食事、排せつなどの介護を行います。		区分1 ゝ 区分6
自立訓練	訓練等給付	機能訓練	日常生活を営む上での身体機能を向上するための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	
		生活訓練	社会生活を営む上での生活能力を向上するための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場実習などを一定期間の支援計画に基づき行います。		
就労継続支援	訓練等給付	A型	一般企業等で雇用されることが困難な人に雇用契約を施設が結んだ上で働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	
		B型	一般企業等で雇用されることが困難な人に雇用契約を施設が結ばないで、働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	

居住系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容	対象者(※)
共同生活援助(グループホーム)	訓練等給付	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者が賃貸住宅等においてグループで生活し、そこで相談や日常生活の援助を行います。	非該当 ゝ 区分6
施設入所支援	介護給付	夜間において、介護が必要な人や通所が困難な人で生活介護や自立訓練のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	区分4 (50歳以上は区分3) ゝ 区分6

※ 共同生活援助(グループホーム)で身体介護の提供を希望する方は、障害支援区分の認定が必要です。

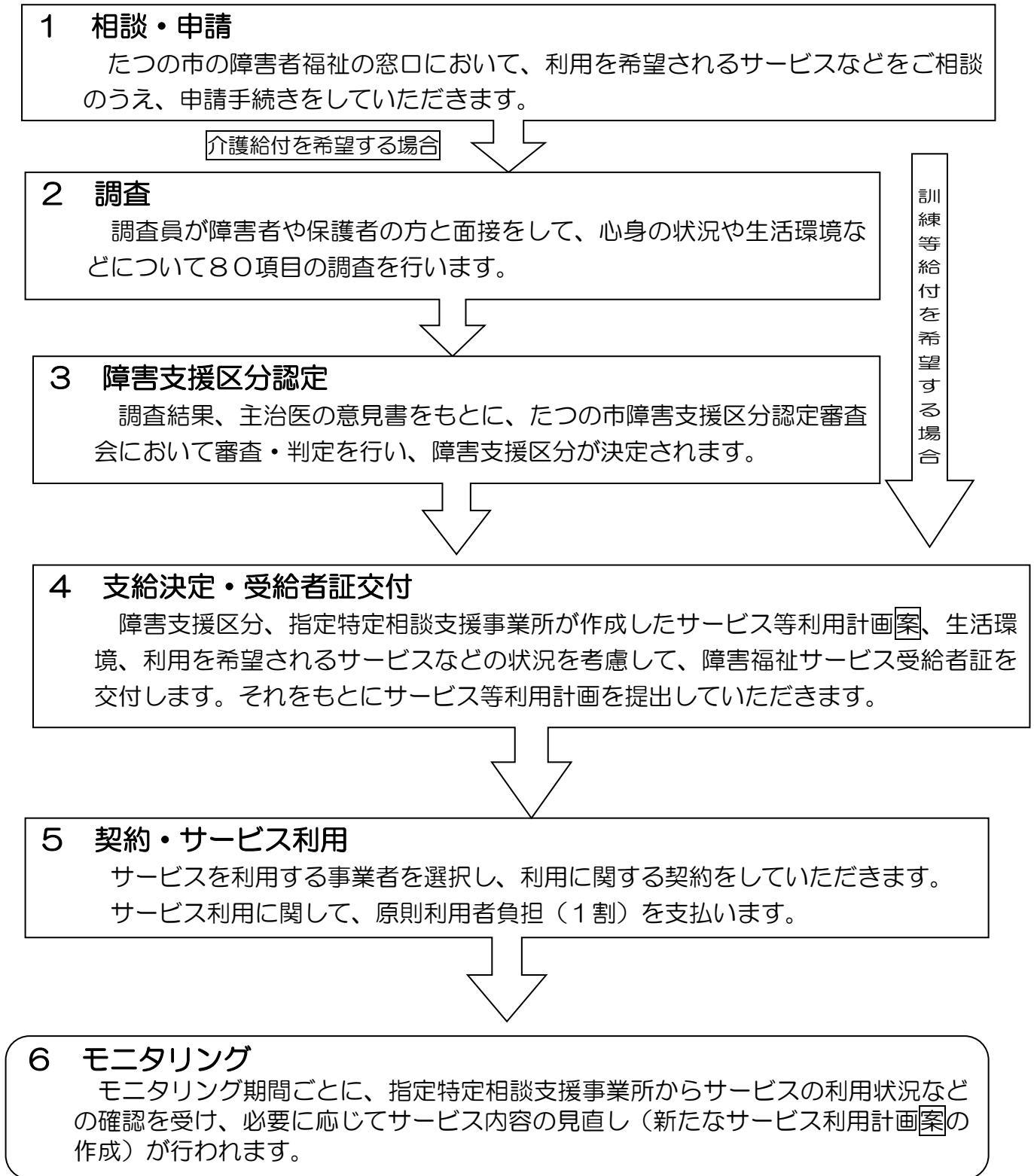
地域相談支援

サービス名	給付の種類	サービス内容	対象者(※)
地域移行支援	—	地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援をします。	入所・入院している障害者等

地域定着支援	—	常時の連絡先を確保し、障害特性に起因した緊急事態等に対して相談、訪問の支援を行います。	単身で在宅生活する障害者等
--------	---	---	---------------

障害福祉サービスを利用するには・・・

次のような手続きが必要となります。



障害福祉サービス受給者証とは・・・

(記載例)

認定有効期間が終了する際には、再度、判定をします。

障害支援区分認定審査会で決定した障害支援区分です。

(一) 障害福祉サービス受給者証		(二) 介護給付費の支給決定内容		(三)	
受給者番号	1000000001	障害支援区分	区分3	サービス種別	
支給決定障害等	住所	たつの市龍野町富永1005番地1	認定有効期間	平成26年7月1日から 平成29年6月30日まで	支給量等
	フリガナ	タツノ タロウ	サービス種別	居宅介護(身体介護)	支給決定期間
	氏名	たつの 太郎	支給量等	30時間/月	サービス種別
	生年月日	昭和30年1月1日	支給決定期間	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで	支給量等
児童	住所		サービス種別	短期入所	支給決定期間
	フリガナ		支給量等	5日/月	
	氏名		支給決定期間	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで	
	生年月日		予備欄		
障害種別	① 2 3 4				
交付年月日	平成26年7月1日				
支給市町村名及び印					

- 1 身体障害者手帳所持者
- 2 療育手帳所持者
- 3 精神保健福祉手帳所持者
- 4 難病等患者

1か月当たりに利用できる日数又は時間数です。

支給決定期間が終了する際には、再度、申請が必要です。

適用期間が終了する際には、再度、申請が必要です。

サービスを受けるに当たり1か月当たりに支払う金額の上限です。

(四) 訓練等給付費の支給決定内容		(五) 計画相談支援給付費の支給内容		(六) 利用者負担に関する事項	
サービス種別		支給期間		負担上限月額	9300円
支給量等		指定特定相談支援事業所名		適用期間	平成26年7月1日から平成27年6月30日まで
支給決定期間		モニタリング期間		食事提供体制加算対象者	該当者
サービス種別		予備欄		適用期間	平成26年7月1日から平成27年6月30日まで
支給量等		特定障害者特別給付費の支給内容		利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
支給決定期間		施設	支給額 円/日	利用者負担上限月額管理事業所名	
サービス種別		入所	適用期間	特記事項欄	
支給量等		共生	支給額 円/月		
支給決定期間		活介護	適用期間		
予備欄					

入所施設支援における光熱水費・食費、共同生活援助における家賃の助成額です。

計画相談支援給付の事業所名、支給期間・モニタリング期間が記載されます。支給期間が終了する際には、再度、申請が必要です。

7ページ参照

障害福祉サービスを利用したときにかかる費用は・・・

(例) 居宅介護(身体介護)を利用して、30,000円の費用がかかった場合

利用者負担額	たつの市	県	国
3,000円(10%)	6,750円(22.5%)	6,750円(22.5%)	13,500円(45%)

～利用者負担額の軽減制度～

1 利用者負担額の上限額(月額)

「世帯」とは、利用者本人及び主たる生計者となる配偶者を単位とします。

児童(在宅:18歳未満、入所:20歳未満)は、住民票における世帯を単位とします。

区分	対象となる人	上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市民税非課税世帯の人	0円
一般	市民税課税世帯の人	37,200円

2 高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用する人が介護保険制度におけるサービス等を利用した場合に世帯での負担額が一定額を超えたときにはその超えた分を高額障害福祉サービス費として支給します。

3 軽減制度

●利用者負担額の上限額（月額）の軽減制度

在宅で居宅介護サービスを利用している人や通所施設を利用している人のうち、収入が一定額以下の人には、利用者負担の上限額が軽減されます。

また、7ページにある「食事提供体制加算」の対象にもなり、施設で食事を取った際の食費に対して助成を受けることができます。

★【障害者】軽減の対象となる条件と負担上限額の軽減後の金額

区分	上限額		条件
	変更前	変更後	市民税 所得割額
一般世帯 (障害者)	37,200円	9,300円	利用者及び配偶者の合計 16万円未満

★【障害児】軽減の対象となる条件と負担上限額の軽減後の金額

区分	上限額		条件
	変更前	変更後	市民税 所得割額
一般世帯 (障害児)	37,200円	4,600円	住民票における世帯合計 28万円未満

利用者負担額以外にかかる負担は・・・

◎食費や光熱水費、家賃等の実費負担

施設やグループホームでサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは、全額利用者負担です。ただし、生活保護、低所得の世帯の人などは、負担が軽減されます。

～実費負担額の軽減制度～

1 特定障害者特別給付費（補足給付）

- 20歳未満の施設入所者の場合

20歳未満の人の実費負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように特定障害者特別給付費（補足給付）が支給されます。

- 20歳以上の施設入所者の場合

生活保護、低所得の人は、それぞれの人の収入に応じて食費や光熱水費を助成する特定障害者特別給付費（補足給付）が支給されます。

- グループホーム入居者の場合

生活保護、低所得の人は、家賃を助成する特定障害者特別給付費（補足給付）が支給されます。（上限1万円）

2 食事提供体制加算

生活保護、低所得及び収入が一定額以下の人が、通所および短期入所において食事をとった場合、その食費のうち人件費相当分は食事提供体制加算として助成されます。

家計に多大なる影響がある場合は・・・

～その他の軽減制度～

- 生活保護への移行防止制度

利用者負担のために生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象ではなくなるまで利用者負担分を次の方法で軽減します。

方法 障害福祉サービスの1割負担のために生活保護となる場合は、生活保護の対象ではなくなるまで月額負担上限額の区分を下げます。

- グループホームに係る家賃補助制度

2ページにある共同生活援助において利用するグループホームに係る家賃に対して、その家賃から1万円を控除した額の2分の1（上限額1万5千円）を軽減します。

（※所得区分が低所得の人のみ対象）



居宅生活支援事業とは・・・

たつの市の地域資源に基づいて、たつの市が独自にサービスの体系を作ることができる制度です。

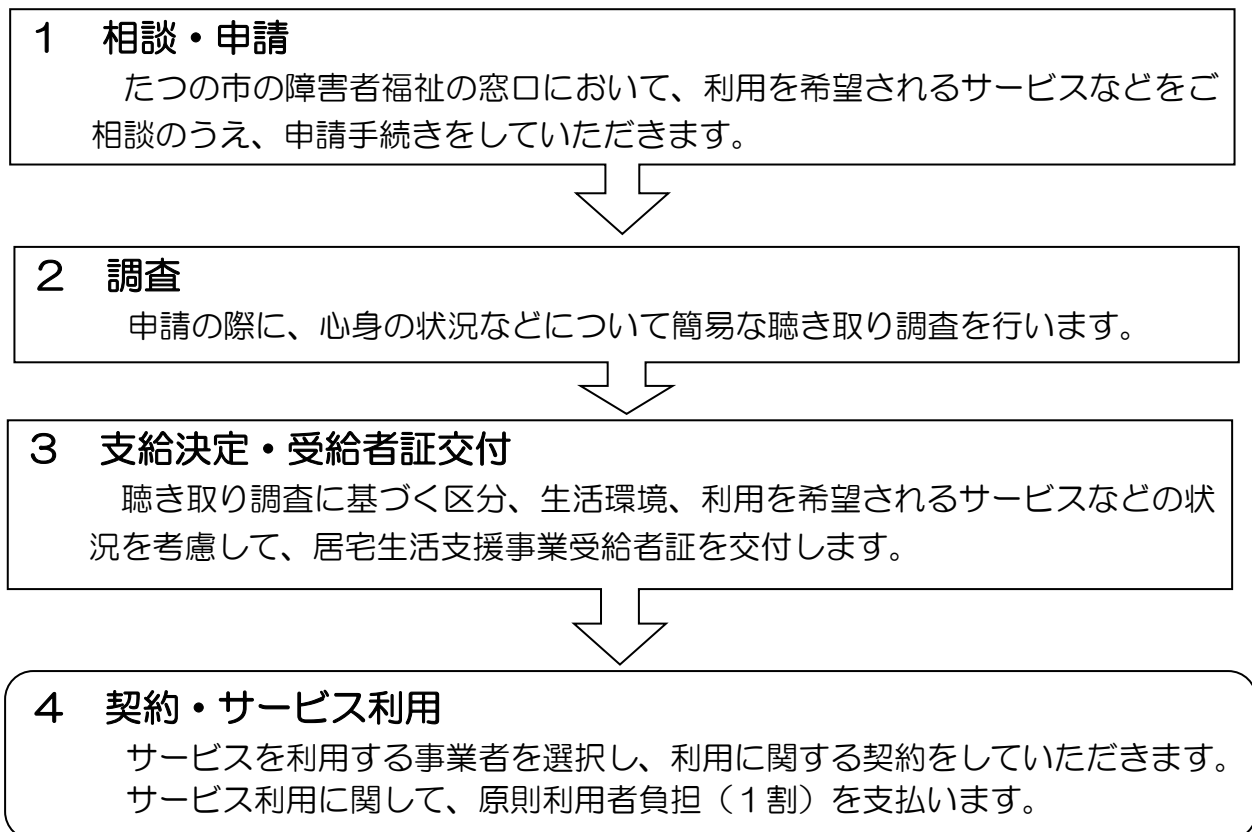
このしおりでは、その制度のうち、「障害福祉サービス」と同じように受給者証を発行してサービス（たつの市では、**居宅生活支援事業**といいます。）を利用していただくものについて紹介します。

サービス名	対象者	サービス内容
移動支援	全身性障害者(※) 視覚障害者 知的障害者 精神障害者 難病等患者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のために行う外出の際の支援を行います。
日中一時支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等患者	自宅での介護を行う人が病気などにより介護できないときに施設で宿泊を伴わずに食事、排せつなどの介護を行います。

(※) 全身性障害者とは…肢体不自由の程度が1級又は、2級に該当する方で、2肢以上に障害を有する方又はこれに準ずる方をいいます。

居宅生活支援事業を利用するには・・・

次のような手続きが必要となります。



居宅生活支援事業受給者証とは・・・

(記載例)

利用するサービスの種別です。

支給決定期間が終了する際には、再度、申請が必要です。

サービスを受けるに当たり1か月あたりに支払う金額の上限です。障害福祉サービスとの負担金と合算します。

(一)		(二)		(三)		
居宅生活支援事業受給者証		居宅生活支援事業の利用決定内容		利用者負担に関する事項		
受給者番号	1000000001	サービス種別	移動支援	利用者負担割合(原則)	1割	
支給決定障害等	住所	たつの市龍野町富永1005番地1	支給量等	30時間/3月(区分2)	利用者負担上限月額	9,300円
	フリガナ	タツノ タロウ	支給決定期間	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで	食事提供加算	有
	氏名	たつの 太郎	サービス種別	日中一時支援	特記事項欄	
	生年月日	昭和30年1月1日	支給量等	5日/月(区分3)	予備欄	
児童	住所		支給決定期間	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで		
	フリガナ		サービス種別			
	氏名		支給量等			
	生年月日		支給決定期間			
障害種別	① 2 3 4	予備欄				
交付年月日	平成26年7月1日					
支給市町村名及び印						

- 1 身体障害者手帳所持者
- 2 療育手帳所持者
- 3 精神保健福祉手帳所持者
- 4 難病等患者

1か月あたりに利用できる日数又は時間数(移動支援は3か月単位)と、サービスにおける区分です。

7ページ参照
※ただし、日中一時支援に限ります。

居宅生活支援事業を利用したときにかかる費用は・・・

(例) 日中一時支援を利用して、10,000円の費用がかかった場合

利用者負担額	たつの市	兵庫県	国
1,000円(10%)	2,250円(22.5%)	2,250円(22.5%)	4,500円(45%)

上記の利用者負担金のほか、昼食代などがかかります。

～利用者負担額の軽減制度～

1 利用者負担額の上限額(月額)

障害福祉サービスを利用した際の負担額を含めた上で、負担上限月額を5ページと同様に設定します。また、6ページの軽減等も行われます。

2 高額居宅生活支援給付費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、障害福祉サービスを利用する人が介護保険制度におけるサービスを利用した場合に加えて居宅生活支援事業を利用した場合に世帯での負担額が一定額を超えたときには、その超えた居宅生活支援事業分を高額居宅生活支援給付費として支給します。